

22.1.10.

枚戸商工会議所  
により

### ワークライフバランス は時代の流れです!!

#### 〔質問〕

今当社は、育児休業  
を取りたいの従業員が  
います。休業を認めてあ  
げたいのですが、入出が  
なく、代わりがないの  
で、少し困っています。  
経営者としてどう対応  
したらよいのでしょうか？

〔回答〕  
1. 育児休業・介護休  
業は要求があれば与えな  
いです。

ければいけません

育児介護休業法により  
休業は義務化されていま  
す。労働者は、申し出る  
ことにより、子が1歳に  
達するまでの間、育児休  
業をすることができま  
す。保育所に入所を希望  
しているが入所できない  
場合には、子の看護のため  
に、休暇を取得すること  
もできます。

また、小学校就学前の  
子を養育する労働者は、1  
年に5日まで、病気・け  
がをした子の看護のため  
に、休暇を取得すること  
もできます。

これは就業規則など  
に定め、従業員に周知す  
ることが必要です。



介護休業のほうは、申  
し出ることにより、要介  
護状態にある対象家族1  
人につき、常時介護を必  
要とする状態ごとに1回  
の介護休業をすることが  
できます。期間は93日ま  
です。

2. 両立支援は今の大  
きな流れです。  
ワークライフバランス  
という言葉があります。  
仕事とプライベートな生  
活を両立させてバランス  
の取れた良い人生を築し  
んだり、充実させたりし  
て歩んでくださいという  
考えです。この考え方

は、政府ももちろん進め  
ていますし、産業界など  
も大企業などは普通の考  
え方としてどんどん取  
り入れられています。

3. 労働環境を良くし  
なければこれから企業は  
生き残れない  
今は、働く人？人が高  
齢者や子供などの働かな  
い人一人を支えている時  
代です。これが40年後に  
は一人が一人を支える世  
の中になります。また40  
年先ならと思っていられ  
ないいきです。  
昨年の中小企業白書に  
よると、20人以下の企業  
には1.4人で一人を支  
える時代になります。そ  
れ以上に怖いのが働き手  
の絶対数がどんどん減  
っていくこと、団塊の世  
代の統計が出ています。  
企業として生き残って  
いくには、少しずつでも  
良いので、従業員が働き  
やすい労働環境を提供し  
ていく努力が必要です。  
育児や介護が必要な従  
業員に配慮することはそ  
の第一歩です。  
(中小企業診断士・社会  
保険労務士・平松 徹)

は、政府ももちろん進め  
ていますし、産業界など  
も大企業などは普通の考  
え方としてどんどん取  
り入れられています。

3. 労働環境を良くし  
なければこれから企業は  
生き残れない  
今は、働く人？人が高  
齢者や子供などの働かな  
い人一人を支えている時  
代です。これが40年後に  
は一人が一人を支える世  
の中になります。また40  
年先ならと思っていられ  
ないいきです。  
昨年の中小企業白書に  
よると、20人以下の企業  
には1.4人で一人を支  
える時代になります。そ  
れ以上に怖いのが働き手  
の絶対数がどんどん減  
っていくこと、団塊の世  
代の統計が出ています。  
企業として生き残って  
いくには、少しずつでも  
良いので、従業員が働き  
やすい労働環境を提供し  
ていく努力が必要です。  
育児や介護が必要な従  
業員に配慮することはそ  
の第一歩です。  
(中小企業診断士・社会  
保険労務士・平松 徹)